

第10回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開催日時 平成16年8月24日(火)午後1時30分から

開催場所 森吉町コミュニティセンター

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 題
 - (1) 協 議
 - 協議第56号 病院事業について (添付資料)...・資料 1
 - 協議第23号 一部事務組合等の取扱いについて (継続協議)
 - 協議第28号 国民健康保険事業の取扱いについて (継続協議)
 - 協議第44号 新市まちづくり計画について (継続協議)
 - 協議第46号 高齢者福祉事業について (継続協議)
 - (2) 提 案(次回協議への提案事項)
 - 協議第57号 合併協定書(案)について
 - (3) 報 告
 - 報告第19号 電算システム統合事業費の予算措置について
5. そ の 他
 - ・ 合併協定項目(調整内容)の確認について
「協議第47号 児童福祉事業について」の調整内容
 - ・ 今後の主要スケジュール案について、ほか

出席者の状況

出席委員

鷹巣町長	岸部 陞	鷹巣町議会議員	簾内 順一
鷹巣町議会議員	千葉 文吉	鷹巣町	今野 實

鷹巣町	檜森 正	鷹巣町	和田 テエ子
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎
合川町議会議員	吉田 芳雄	合川町議会議員	和田 三九郎
合川町	成田 道胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴木 孝子		
森吉町長	松橋 久太郎	森吉町議会議長	庄司 憲三郎
森吉町議会議員	桜井 忠雄	森吉町議会議員	春日 一文
森吉町	佐藤 金正	森吉町	畠山 慎咲
森吉町	片山 信隆		
阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議長	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 営子
阿仁町	菊地 忠雄		
秋田県北秋田地域振興局長	石井 護		
欠席委員			
鷹巣町議会議長	清水 修智		

出席の幹事及び事務局

(幹 事) 幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
鷹巣町総務課長	今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課主席課長補佐	杉淵 敬輝
森吉町総務課長	加賀 隆久	森吉町企画観光課長	奈良 尚里
阿仁町総務企画課長	鈴木 美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一
(事務局) 事務局長	斎藤 彦志	事務局次長	佐藤 満 ほか

5. 会議の経過について

事務局： それでは、会場にお集まりの皆さま、本日は大変ごくろうさまでございます。それでは定刻をちょっと経過いたしましたところでございますけれども、ご案内の第10回目となります鷹巣阿仁地域合併協議会をただいまから開催させていただきます。最初に岸部会長から皆さまにご挨拶を申し上げます。

岸部会長： 皆さま、ごくろうさまでございます。私達のこの法定協議会、2月に第1回目を立ち上げまして、今日で10回目となりました。何か大きなものに近づいてきた

ような気がする訳でございますけれども、本日の協議の中にもあります、協議第57号合併協定書(案)について、といったようなことが協議案件となってまいりましたけれども、今日また非常に重要な問題がたくさんございます。どうぞ皆さん達から将来の新市に向けて、ご協力いただきたいと思います。まず私が申し上げてまいりましたけれども、合併するにあたっては、小異を捨ててやはり大同につくというふうなことで皆さんのご協力を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局： それでは、本日の各委員の出席状況でございますけれども、鷹巣町の清水委員さん、お1人を除きまして、皆さま全員ご出席なされております。従いまして、28名の出席ということになりまして、本協議会規約第10条第2項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げたいと存じます。続いて恒例ではございますが、会議資料の確認をさせていただきたいと思います。最初に私達、事務局の方で皆さまのご自宅の方に届けまして、本日ご持参いただいております資料から確認させていただきたいと思います。次第がございます。次に協議第56号の病院事業提案の表紙とそれから添付の資料として、「資料1」という綴りがございます。それから継続協議となっております、協議第23号の一部事務組合等の取扱いについて、ということと同じく継続協議の28号の国民健康保険事業の取扱いについて、同じく継続協議の第46号でございます、高齢者福祉事業について、という資料があると思います。それから合併協定項目の確認について、というタイトルでございます、確認については児童福祉事業の調整内容の一部を修正したものを差し上げてございます。それから本日テーブルの上に準備いたしております、資料がございます。大変すみません。先程も申し上げましたが、56号の病院事業につきましても、訂正箇所が数箇所ございますので差し替えといたしまして、そのテーブルの上に並べておりますので、差し替えの資料ということで取り替えていただきたくよろしくお願い申し上げます。それから次に協議第57号の合併協定書(案)という資料がございます。そして協議第44号の新市まちづくり計画(案)、それと同じく添付の資料といたしまして新市財政計画に関する参考資料も準備してございます。それから報告第19号といたしまして電算システム統合について、という資料も準備しております。以上が事前配布並びに本日テーブルの上に差し上げてございます資料でございますので、いま一度ご確認の方よろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

森吉町片山委員： 高齢者福祉事業についてという資料がありません。

事務局： すみません。協議の第46号でしょうか。いまお持ちします。大変失礼しまし

た。他にございませんでしょうか。それでは事務局からの連絡及び確認事項はこれで終わります。これより岸部会長に本協議会の議事の進行をよろしくお願い申し上げたいと思います。

岸部会長： それでは本日の会議を開きます。はじめに協議に入る前に、本日の協議会の会議録署名委員をご指名いたしたいと思いますが、開催地の委員で2号委員と3号委員の方と決めておりますので、2号委員の春日委員とそれから3号委員の畠山委員をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。それではここでちょっと合川の町長さんの方からご発言があるということです。

佐藤合川町長： 審議に入る前に皆さんのお許しを得まして、一言申し上げたいと思います。私ども、任意協議会から法定協議会に入る際に、信頼関係を持って、この法定協議会に入る、そして、そのとおり私方、信義と信頼を持って今日の会まで進めてきたところであります。このことについては、皆さんのご協力に深く感謝を申し上げたいと思います。そこで昨日、鷹巣町の全員協議会があったというふうに新聞で報道をされました。その中で、これは、法定協の基本にかかわる問題だと私方はそう認識をいたしております。いろいろ協定項目がある訳なんですけれども、その中で、の庁舎建設、私は、この庁舎建設というのは、今申し上げましたとおり、信義と信頼の基で、いち早く一体性を持つべき筋合いのものだと、合併とはそういうものだと、そういうふうに認識をいたしております。

そういうことから、今、私が考えられることは、まあ、従来の手法でいろいろあった訳なんですけれども、庁舎建設というのは、私はこの合併に取ってかけがえのない、この一体性を持つひとつの、これは金を多くかけるとか、かけないとかの問題ではなく。今、申し上げましたように、いち早く、やっぱりその阿仁部、鷹巣の一体性を保つ意味から、これが一番いい方法だと、こういうふうに信じている訳でございます。そういうことから、4町長会議あるいはその合併協議会の中でも、いわゆる庁舎問題が議題になった訳ですけど、先般、岸部会長が庁舎あるいは病院建設については、空港南側の3町が交わる地点と、こういうふうに明言をした訳です。そしてまた、建設計画、財政計画、そして今、手元に配られております合併協定書なるものにも、はっきりと明示をしている訳であります。そういう中で、昨日、岸部会長さんが、必ずしも建てていくものではないと、こういうふうに話しております。これは明らかに、私方から言いますと、合併協の協定と言いますか、確認事項から逸脱することだと、こういうふうにも感じております。合併協で決めたものが、必ずしも実行されない。それは当然、それぞれの決めた協定項目が、単町の議会で承認され、そしてまた、最後には新市ができた場合には、その市とあるいは議会の

中で、協議をされ、実行されていくものだと、こう思っています。しかし、やっぱり私方、合併について協議をするということを基に、法的な意味でこの法定合併協議会が今、開かれている、その中で協議されたものが否定をされる、こういうことになれば、私はとてもこれは、合併協そのものが何であるか、改めて問い直さなければならぬ、そういうふうにも思います。したがって、その真意を岸部会長さんから聞かなければならぬ訳ですけど、こういう状況の中では、この合併協議会を、今日の協議を進めることはできないと、こういうふうにも思っている訳でありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

岸部会長： ただいま合川の町長さんからご指摘があった訳でございますが、まあ、私共の全員協議会が昨日開かれました。その中でですね、私が発言したことが非常に誤解を受けているようでありますので、弁解させていただきたいと思う訳でございます。私が言ったのはですね、確かに今日の57号のところですね、調整内容が出ております。1ページ目の4番のところには新市の事務所の位置というものがあります。その3行目、「新市まちづくり計画の計画期間内に、あきた北空港の南側の3町の交わる地点を中心とした地域に新庁舎を建設するものとする。」というようなことがございます。このことは、別にこれを否定したわけではございませんので、当分の間、鷹巣に庁舎を置くということで、私達が今、町の方といたしまして、役場庁舎も狭いのでどういう具合にするかということで、他の方の建物も含めまして、いろいろと考えているところでございます。その中で昨日、全員協議会があった訳でございますが、私はですね、別に今、建てるという場所が特定された訳ではない、それは建てる所はですね、もちろん建てるのであれば、これでありまして、この空港の南側、3町の交わるところを中心としたエリアになるというふうなことは昨日、発言をしております。けれども、今すぐのものではない。これは新市になってから、協議して決めるところである、正確にはですね。これはまあ合併の法的な取扱いの中にもある訳でございますけれども、今ここで出たものですね、もちろん十分尊重されていかなければならないことは、もちろんでございますけれども。私の本意とするところはですね、合併したからといってすぐ建てる訳ではない。こう考えたらやっぱり、鷹巣に置かなきゃならない、といったような、鷹巣としては庁舎が狭いから、他の町内の建物も考えなければならぬ、というようなことで発言したつもりでございますが、新聞報道を見て、若干私の意図するところと違うなあと、見たことは確かでございます。決して私が法定協で決めたことをですね、覆すというふうなつもりはございませんので、ひとつよろしく誤解がありましたら、ご理解の程をよろしくお願いたしたいとこう思います。よろしくお願います。

佐藤合川町長： あの、今いろいろ弁明があった訳でありますけれども、私方というよりも私は、この新聞報道から、岸部会長の方から誤解だという話をしますけれども、とてもこういう状況の中では、今後、合併協議をこの時点で進めるということは非常に困難ということですので、これで退席をさせていただきたいと思えます。

佐藤合川町長が会場を退席。町長に続いて佐藤議長以下合川町の全委員が退席する。(午後 1 時 50 分～)

岸部会長： それでは、少し休憩していただきまして、私達 4 町長で協議いたしたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

岸部会長： 皆さん、誠に申し訳ございません。いま一度、4 町長で話し合いますので、よろしくお願ひします。

濱田副会長： 皆さん、すみませんが、いま、岸部会長と松橋副会長が合川町まで出かけました。(午後 2 時 0 0 分) 午後 2 時 4 5 分まで引き続き休憩ということをお願いいたします。

この後、濱田副会長も合川町へ向かう。
(午後 2 時 0 7 分～)

岸部会長、松橋副会長、濱田副会長が会場へ戻る。
協議会を再開する。(午後 2 時 3 7 分)

事務局： 休憩時間を午後 2 時 4 5 分までということでしたが、委員の皆さんがお揃いでしたので、ただ今から協議会を再開し、岸部会長からお話しさせていただきます。

岸部会長： 皆さん、大変申し訳ございませんでした。全く私の不徳のいたすところでございます。申し訳ございません。私と松橋副会長さん、濱田副会長さん、それに事務局長の 4 人で合川町の役場へ出向いたんですが、佐藤町長さんとは会えず、連絡も取れないまま、ただ今戻ってきたところでございます。

昨日、私どもの議会の全員協議会で、新庁舎の建設場所は特定されたのかとの質問

がありましたが、それには、「いやまだ特定されたものではない。したがって、当分の間は鷹巣町のいまの庁舎が使用されるものである。しかし、役場だけでは狭いし、ほかの所も探してみなくてはならない」というようなことを話した訳です。そして建設するに当たっては、新市において協議して決定するものである、とお話しした訳でございます。それが、報道機関においては、どうも解釈の違いがあったように感じる訳で、もっとはっきり説明していれば良かったのかなあ、と思うところでございます。

しかし、私といたしましては、この協定書というものは何があっても尊重して、最大限に実行されるべきものと思っておるところでございます。ただ、非常に残念なことに、今日このように合川町の委員の皆さんが退席されたままとなっておりますので、これ以上、今日は協議を行うことが出来ないと思います。

誠に申し訳ございませんが、後日改めて協議を行なうように、合川町の皆さんとお話をして、この協議に参加していただくようお願いを申し上げたいと存じますので、今日はこれで散会ということに致します。どうぞよろしく申し上げます。

濱田副会長： ただいま会長が申し上げたとおりでございます。私ども、この協定書を作り上げるために、今日までに10回集まり、もの凄いエネルギーを使ってやって来た訳でございます。

会長もこの協定書を厳守するとはっきり述べている訳で、まあ、今朝の各新聞を見ますと、合川町の委員の皆さんの理解のように、おそらく、ほかの町の委員も同じように考えたのではないのかな、と思う訳であります。

それで、合川町の委員の方々とはこのように全然お話しすることが出来ませんでした。それが、それ以外のこの委員の皆様には、いま、会長もはっきりと協定書のことは守っていくとお話ししましたので、どうぞこの点を何卒ご理解していただきたいと存じます。

私ども副会長が、会長を補佐できなかったことを深くお詫び申し上げたいと思います。それで、私どもが合川町の方と話し合いをして、そして協議会の期日はできるだけ早い機会に設けられるように、また、土曜、日曜に関係なく皆さんにお願いをしなくてはならないこともあると思いますので、何卒よろしくお願いいたしたいと存じます。

事務局： それでは今日の協議会はこれで閉じます。次回の協議会は、追ってまた皆様にご連絡申し上げます。